

平成 31 年度 大妻中野中学校・高等学校「部活動に係る活動方針」

1. 本方針策定の趣旨

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われるものだが、本校では、ほとんどの生徒が部活動に取り組んでおり、学校の教育課程のみでは得られない多様な学びの場として、その意義は極めて大きいということを前提に、また、スポーツ庁並びに文化庁の運動部・文化部それぞれの「部活動の在り方に関する方針」に則り、本方針を策定した。

<部活動の目的>

成長過程にある中学生・高校生が達成感や自己肯定感を得ることなどにより、「幅広い人間性」と「生きる力」を育てることを目的とする。

<学校の体制>

部活動を持続可能で、かつ一層有意義なものにするために、教育課程での学習やその他諸々の生活全般の中でバランスのとれた活動ができるよう体制を構築する。

2. 適切な運営のための体制及び取組み

(1) 部活動方針の策定

本校は、この活動方針に則り、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定する。
部活動顧問は年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
校長は、活動方針・年間計画等を学校のホームページに掲載等により公表する。

(2) 指導・運営の体制

校長は部活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒の自主性、自発性を尊重しつつも、生徒が安全かつ効果的に活動を行い、かつ学校の教育課程との整合性が図られること、また生徒及び教師の負担が過度とならないことに留意し、指導・是正を行う。

(3) 合理的な活動の推進

部活動顧問等の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及びハラスメントの根絶を徹底し、合理的な活動が行われるよう努めることとする。また生徒間においても、思いやりや寛容の精神を育て、いじめ等が発生することがないように指導するものとする。

(4) 参加する大会・コンクール等の精査

校長は運動部や文化部が参加する大会・コンクール等を把握し、本校が存立する地域の実態や各部活動の競技等の特性を踏まえ、生徒の教育上の意義や生徒並びに部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して参加する大会・コンクール等を精査する。

3. 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

A 学期中

- ア. 週当たり、原則として2日以上の休養日を設ける。うち、ひと月の日曜日、祝日の半分は必ず休養日とする。(ひと月の日曜日、祝日の合計が奇数の場合、年間で調整する)
ただし、学校が認定する大会、コンクール等に備えるために必要があれば、大会、コンクール等開催日前の2週間に限り、本来の休養日を活動日とすることができる。この際、大会、コンクール等の終了日以降早期に代替の休養日を設定するものとする。
(日曜日、祝日の休養日を練習日とした場合、日曜日、祝日を代替日に設定する)
この場合、活動日の変更を校長へ提出する。
- イ. 学校が認定する大会において、地区大会などを勝ち抜き、東京都大会以上の上位の大会・コンクール等に出場が決定した場合、その大会・コンクールに向けての練習計画を別途策定し、校長に提出することができる。
* 校長が認定する特定の部活動においては関東甲信越大会以上の大会を対象とする
- ウ. 学校が認めたボランティア活動、地域との交流に関する活動については、この活動指針の規定に含めない。
- エ. 学校は定期考査前の一週間については部活動共通の休養日とするほか、学校行事等必要に応じて休養日を設ける。

B 長期休業期間

- ア. 学期中に準じるが、夏期休業中においては、連続した5日以上 of 休養日を確保すること。
また、冬期休業における学校閉鎖期間中は部活動を行わないこととする。

(2) 活動時間

A 学期中

- 原則として平日は2時間以内、日曜日、祝日の練習時間は4時間以内とするが、活動場所の確保などに制約がある場合など、弾力的に活動時間を設定するものとする。
ただし最大6時間を超えてはいけない(休憩時間、昼食時間を含む)。
また、週当たり、原則として16時間を超過しないこととする。

B 長期休業期間

- 学期中に準じる。ただし、長期休業期間中に多くの大会・コンクール等が実施され、また、合宿等学期中と異なる活動を行うことが多いため、一律的活動時間の設定が困難な場合、当該長期休業期間内で合理的な活動時間の設定を指導する。

* 運用の詳細については内規に定める。

* この規定は平成31年4月1日より施行する。